

瀬戸市中国残留邦人等に対する支援給付施行細則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成26年9月30日

瀬戸市長 増岡錦也

瀬戸市規則第34号

瀬戸市中国残留邦人等に対する支援給付施行細則の一部を改正する規則

瀬戸市中国残留邦人等に対する支援給付施行細則（平成20年瀬戸市規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律</u>（平成6年法律第30号。以下「法」という。）に基づく支援給付に関する事務の取扱いについて、<u>法、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令</u>（平成8年政令第18号）及び<u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則</u>（平成6年厚生労働省令第63号。以下「施行規則」という。）の施行に関する事項を定めるものとする。</p> <p>(扶養照会書等)</p> <p>第8条 <省略></p> <p>2 保護法第24条第8項の規定により明らかに</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律</u>（平成6年法律第30号。以下「法」という。）に基づく支援給付に関する事務の取扱いについて、<u>法、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令</u>（平成8年政令第18号）及び<u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則</u>（平成6年厚生労働省令第63号）の施行に関する事項を定めるものとする。</p> <p>(扶養照会書等)</p> <p>第8条 <省略></p> <p>2 保護法第24条第8項の規定により明らかに</p>

<p>扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者に対し、要支援者（支援給付を必要とする状態にある者をいう。）の支援給付の開始について通知するときは、<u>保護法</u>による保護の決定に伴う扶養義務者への通知書によるものとする。</p> <p>3 保護法第28条第2項の規定により明らかに扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者に対し、扶養義務を履行しない理由について報告を求めるときは、<u>保護法</u>第28条第2項の規定に基づく報告書によるものとする。</p> <p><u>(配偶者支援金申請書)</u></p> <p><u>第9条</u> 施行規則第18条の7の2第1項の申請書は、<u>配偶者支援金申請書</u>によるものとする。</p> <p>(入所等依頼書)</p> <p><u>第10条</u> <省略></p> <p>(支援給付金品の支給方法等)</p> <p><u>第11条</u> <省略></p> <p>(徴収金等納入申出書)</p> <p><u>第12条</u> <省略></p> <p>(諸書類の様式)</p> <p><u>第13条</u> <省略></p>	<p>扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者に対し、要支援者（支援給付を必要とする状態にある者をいう。）の支援給付の開始について通知するときは、<u>生活保護法</u>による保護の決定に伴う扶養義務者への通知書によるものとする。</p> <p>3 保護法第28条第2項の規定により明らかに扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者に対し、扶養義務を履行しない理由について報告を求めるときは、<u>生活保護法</u>第28条第2項の規定に基づく報告書によるものとする。</p> <p>(入所等依頼書)</p> <p><u>第9条</u> <省略></p> <p>(支援給付金品の支給方法等)</p> <p><u>第10条</u> <省略></p> <p>(徴収金等納入申出書)</p> <p><u>第11条</u> <省略></p> <p>(諸書類の様式)</p> <p><u>第12条</u> <省略></p>
---	---

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。